

吉富町事業者感染防止対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、不特定多数の人の出入りのある店舗や事業所において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を講じる事業者に対し、その経費の一部を支援するため、予算の範囲内において吉富町事業者感染防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、吉富町補助金交付規則（平成9年規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「事業者」とは、確定申告の納税地（法人にあっては本店又は主たる事務所の所在地、個人にあっては住所等）が吉富町内である者又は吉富町内で営業許可等を得ており、事業の実態のある施設を有する者をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 不特定多数の人の出入りのある吉富町内の事業所又は店舗を有していること。
- (2) 無人営業、無店舗営業でないこと。
- (3) 申請時点で事業を継続し、以降も継続する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事業を行う事業者は、交付対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 宗教活動又は政治活動を目的とした事業

(3) その他町長が公序良俗の観点から地域の風紀を著しく害すると認める
事業

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、交付対象者が町内で事業を営み、当該事業活動に係るものとして、本告示の公布の日から令和4年2月28日までの間に新たに実施した感染防止対策に係る事業とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費については、他の補助金の交付を受けている場合は、当該補助金の額を控除する。

3 補助金の交付は、1事業者につき1回限りとする。

(交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、令和4年3月18日までに、吉富町事業者感染防止対策事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）及び対象経費内訳（別記様式第2号）に町長が別に定める書類を添えて、町長に交付申請兼請求（以下、「交付申請等」という。）をしなければならない。

(交付決定)

第7条 町長は、前条の交付申請等を受けたときは、当該交付申請等の内容を審査し、補助金の交付の可否及び額を決定し、吉富町事業者感染防止対策事業費補助金交付（不交付）決定通知書（別記様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

(検査等)

第8条 町長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、申請

者に対して、関係書類に基づき、事業所又は店舗を検査することができる。

(交付決定の取消し及び返還命令)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消すべき申請者に対し、既に補助金が給付されているときは、町長は、当該補助金を受けた事業者に対し、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を通知するとともに、期限を定めて当該補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の場合においては、町長は補助金の返還を命ずるべき者に対し、規則第18条の例による違約加算金及び延滞金を請求することができるものとする。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第5条関係）

補助対象経費（消費税抜き）		補助率	補助限度額
消耗品費	アルコール消毒液、ビニール手袋、非接触型体温計、フェイスガード等の取得に要する経費	補助対象経費 の2分の1	5万円
原材料費	飛沫防止ガード、パーティション、ビニールカーテン、つい立てを製作するための原材料または材料の取得に要する経費		
備品購入費	空気清浄機等の購入に要する経費		
その他、町長が必要と認めるもの			